

施政方針と議案説明

（施政方針）

令和 6 年五條市議会第 1 回 3 月定例会の開会に当たり、令和 6 年度の市政運営の基本方針と主な施策をお示しし、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

先ほど開会の挨拶でも申し上げましたが、改めて元日に石川県能登地方を震源とした「令和 6 年能登半島地震」で亡くなられた方々に、衷心よりお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々にお見舞い申し上げ、被災地の皆様の安全と一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

紀伊半島大水害において甚大な被害を受けた本市は、被災直後から全国の皆様の温かい励ましのお言葉と大変貴重なご支援に支えられ一步步復興に取り組むことができました。

当時、私も消防団員として被災地での捜索活動に従事する中、食料や水の確保はもちろん、トイレやシャワー等の必要性を痛感いたしました。この経験から、発災直後において食糧物資等の支援のほか、災害時の孤立集落対策として計画していた「循環式トイレ」1 基と、断水していても使えるシャワーキットなどを被災地に支援いたしました。大きな災害を経験した本市だからこそ、大変な思いをされている被災地域の皆様に寄り添って、引き続き、物資や職員派遣をはじめ復興支援に努めてまいります。

なお、本市では、1 月 5 日から令和 6 年能登半島地震災害への義援金募金箱を設置しております。2 月 1 6 日現在、ご支援いただいた募金の額は、1 0 4 万 6 , 3 0 5 円であり、当該募金は、日本赤十字社を通じて被災地へ届けられます。引き続き、ご支援ご協力をお願いしてまいります。

さて、私は、昨年 4 月に、市民の皆様の信託をいただき、五條市長に就任してから、山積する課題に真摯に向き合い、一つ一つ丁寧にそして、

全力で取り組むことを心掛けてまいりました。

令和6年度の予算編成に当たっては、財政状況等は改善傾向にあるものの、本市を取り巻く環境には依然厳しいものがあることを念頭におきながら、市民の皆様が真に必要なとしている施策には確実に取り組めるよう、施策の重点化や継続事業と新規事業とのバランス等に配慮し、取り組んだ次第であります。

本年、五條市長として2年目を迎えますが、誰もが生き生きと、安心して暮らせる五條市、誇りと愛着をもって住み続けられる五條市の実現に向け、今後も全力で市政運営に当たってまいります。

それでは、令和6年度の主な施策につきまして、五條市ビジョンに沿ってご説明申し上げます。

はじめに、「第一條 子どもを育てたいまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

去る2月9日に、五條市、五條市教育委員会、奈良県立五條高等学校及び奈良県教育委員会の4者で、本市の活性化及び教育・保育活動の充実を目的として、地域連携の推進に関する協定を締結しました。

今後は、教育活動における交流だけではなく、地域づくりにも五條高等学校に参画いただき、五條市の未来を共に、形造ってまいります。

次に、子育て世代への支援についてであります。

本年度実施した、物価高騰への一時的な対応措置だけではなく、子育て支援の充実という観点も踏まえ、引き続き学校給食費の無償化に取り組んでまいります。

また、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、本市独自の子育て支援策として、令和6年度から第2子目以降の保育料の無償化にも取り組んでまいります。

そして、子ども医療費助成につきましては、現在、県内の医療機関等での現物給付の対象年齢が小学校入学前の乳幼児となっていますが、令和6年8月診療分から、県内の医療機関において18歳まで現物支給が

できるよう取り組んでまいります。

次に、小中学校長寿命化事業についてであります。

学校生活における児童生徒の健康保持のため、小中学校の環境改善対策として、トイレの洋式化改修工事を5か年計画で順次着手してまいります。

次に、学校・地域パートナーシップ事業についてであります。

地域とともに特色ある学校づくりを進めるため、各学園及び西吉野農業高校の学校運営協議会との連携を図りながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進してまいります。

また、中学校の部活動における地域移行につきましても、教員の働き方改革を推進するため、準備委員会での検討を進めてまいります。

次に、児童福祉事業についてであります。

子育て支援としまして、妊娠期から出産、子育てにおいて、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、子育て相談から貧困、ヤングケアラー、児童虐待の問題等に取り組んでまいります。

また、新規に、出産後から子どもが1歳になるまでの子育て世帯に対して、毎月おむつを配布し、相談支援を強化する事業や、子どもたちの健やかな成長を願い、木育を取り入れたキッズフェスティバルを開催する事業を実施するなど、各関係機関と連携し、個々の子育て世帯のニーズに寄り添った施策を推進してまいります。

次に、認定こども園についてであります。

核家族化の進展や共働き世帯の増加に伴い、多様化する子育て世帯のニーズに対する今後の認定こども園のあり方を検討し、安定的・継続的で質の高い教育・保育の提供に向け、取組を進めてまいります。

次に、「第二條 安心して定住できるまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

はじめに、物価高騰に係る生活支援対策についてであります。

市民の生活・暮らしを支援するため、昨年12月の定例会にてご承認

いただきました住民税非課税世帯に対する 7 万円の給付事業につきまして、1 月末から対象世帯に給付を開始しております。

また、低所得者への支援として、住民税均等割のみ課税である世帯に対し 10 万円を、低所得者世帯等の子ども一人当たり、5 万円を支給する「低所得者支援給付金」を早期に支給すべく、現在、取組を進めています。引き続き、物価高騰に係る支援対策に取り組んでまいります。

次に、養護老人ホーム花咲寮についてであります。

花咲寮は、令和 2 年 5 月に新施設に移転し、4 年目を迎えます。これまで以上に質の高い生活支援サービスの提供を目指し、指定管理者制度への移行を含めた検討を進めてまいります。

次に、消防・防災体制の充実についてであります。

甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震や大規模災害に備え、普段の備えを啓発するとともに、自助、共助、公助それぞれを強化するため、自主防災組織への支援、避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進、消火ホース格納庫等設置事業補助の創設、防災備蓄品の計画的な備蓄など消防・防災体制の充実に取り組んでまいります。また、地域の消防防災機能の強化への取組として、消防資機材及び老朽化した消防団車両や消防団詰所等の更新について、順次整理してまいります。

次に、防災拠点施設整備協力事業についてであります。

奈良県が本市に整備を計画しておりました大規模広域防災拠点整備事業については、事業見直しが行われ、令和 6 年 1 月 24 日、山下奈良県知事から再生エネルギー（太陽光）による大型電源施設や防災ヘリポート、備蓄倉庫等を整備すると発表されました。これに対して私は、誠に遺憾であると感じており、去る 2 月 19 日に、地元の理解や賛同を得られた大規模防災拠点等の整備を当初の計画どおり進めるよう山下奈良県知事宛ての要望書並びに岩田奈良県議会議長宛ての請願書を提出いたしました。引き続き県の動向を注視しつつ安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に生活安全対策についてであります。

全国的に特殊詐欺が発生する中、被害者の9割が65歳以上の方で、自宅の固定電話にて被害に遭われています。そのため、防犯電話の購入について支援を行ってまいります。

次に、地域公共交通対策事業についてであります。

ゴーちゃんバス・ゴーちゃんタクシー等について、物価高騰等が長引く中、利用者負担の軽減、利用促進による地域の活性化及び市民の生活水準の向上を目指し、令和6年4月からゴーちゃんバス・ゴーちゃんタクシー等の利用者負担額を200円から100円に軽減いたします。さらなるサービス向上、利便性の向上等に引き続き取り組んでまいります。

次に、水道事業の広域化・県域水道一体化についてであります。

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の法定協議会化を令和5年4月に行い、他団体との協議を重ねてきたところです。引き続き、令和7年4月から企業団での営業開始に向け取り組んでまいります。

次に、「第三條 地域資源を生かした産業のまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

はじめに、中心市街地の活性化事業についてであります。

中心市街地の魅力・活力を維持向上させるため、「訪れる人がわくわくするまちづくり」をコンセプトに、市と住民と民間事業者が一体となり取組をすすめています。これまで合計11回のワークショップを開催し、延べ162人の市民に参加をいただき、必要な機能の検討を重ねてきました。現在それらの検討結果を踏まえ、パブリックコメントを実施し、事業の方針について更なる意見聴取を行っているところです。

今後においても市民や関係者から意見をいただくとともに、有識者で構成する「五條市庁舎跡地等活用検討委員会」や「五條市公共施設のあり方検討委員会」等での議論も踏まえながら進めてまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。

本市におけるふるさと納税額は、毎年最高額を更新しており、今年度

については、昨年１２月末までで１億８千万円を超えております。また、現在、令和６年能登半島地震の被災地支援として、ふるさと納税制度を活用し寄付金を募る取組を行っています。

今後も、ふるさと納税は、全国の方に本市の魅力を知っていただく好機であると捉え、返礼品のより一層の充実や効果的なＰＲ等、引き続き積極的な取組を進めてまいります。

次に、農林業の振興についてであります。

全国的に農業の担い手不足が問題となる中、これまでも担い手の育成に取り組んでまいりましたが、新たに、桜花住宅で短期就農者等を受け入れ、農業の担い手不足の解消を図るなど、農業の振興及び担い手育成に引き続き取り組んでまいります。また、本市の基幹作物である柿については、更なる消費拡大に向け、今年度に引き続き大都市圏での効果的なＰＲの実施など、積極的なトップセールスを行ってまいります。

さらに、林業振興事業については、森林環境譲与税を活用した新たな事業として、林業事業者に対する、大型機械のレンタル費用の一部補助を行うなど、林業の振興及び担い手育成にも引き続き取り組んでまいります。

次に、観光振興についてであります。

民間の活力を導入することにより、更なる市民サービスの向上や来訪者の増加、地域の活性化等を期待し、令和６年度から五條市観光交流センターを指定管理者による運営といたします。

次に、浄化槽設置整備事業についてであります。

令和５年度までは、下水道事業認可区域外において汲み取り槽などから合併浄化槽に設置替えされる方に補助を行ってまいりましたが、市民の皆様の生活環境改善を促進するため、対象を拡充し、下水道事業認可区域内であっても当分の間整備が見込めない地域や、整備が困難な箇所に対しても補助を行ってまいります。

次に、「第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる」に関する

施策について申し上げます。

生活を支える道路網等の整備として、市道の改良や橋梁点検を行い、長寿命化に向けた補修・補強工事を計画的に進めるとともに、通学路の安全対策事業を拡充し、児童・生徒の利便性の向上に取り組んでまいります。

また、「新金剛トンネル」実現に向け、民間団体の「新金剛トンネル建設を進める会」が設立されました。夢のある五條市に向けた取組として、今後は市といたしましても近隣自治体等関係機関との協議を進めてまいります。

さらに、スポーツ推進事業としまして、今年度に引き続き、五條市スポーツ体験フェスティバル等を開催するなど、市民の日常生活に、気軽にスポーツを取り入れてもらうべく、認知度の低いスポーツの魅力も紹介しながら、市内の実施団体との連携の下、地域スポーツ活動等を推進してまいります。

次に、「第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

まず、地方創生の取組についてであります。

人口減少対策として、国の交付金を活用し、令和4年度から取り組んでいる「新庁舎及び旧庁舎周辺を核としたにぎわいづくりによる関係人口創出事業」等を引き続き実施します。さらに、国が提唱するデジタル田園都市国家構想の実現を目指し、新たに「行政手続きのオンライン化推進事業」の検討に取り組むなど、様々な角度から本市の地方創生を推進してまいります。

次に、地域デジタル推進事業についてであります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、住民記録や税務など住民情報を扱う20業務について、国の整備するガバメントクラウド上で提供される国の標準仕様に準拠したシステムへの移行が義務付けられました。

移行期限である令和7年度末までに、関係システムとの連携も考慮し事業を進めてまいります。

また、財務会計システム等の内部情報系システムの更新に合わせて、電子決裁機能を導入しペーパーレス化を進めるとともに、各システム間のデータ連携機能等を備えることにより事務処理の効率化を図ります。

施政方針は、以上であります。

（提出議案の説明）

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。

まず、報第1号 専決処分の報告について（五條市上水道事業給水条例の一部改正）につきましては、水道法の一部改正に伴い、五條市上水道事業給水条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第2号 専決処分の報告について（五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）につきましては、水道法施行規則の一部改正に伴い、五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第3号 専決処分の報告について（和解）から報第7号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）までにつきましては、損害賠償に係る和解等についてそれぞれ専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第8号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和5年度五條市一般会計補正予算（第9号））につきましては、令和5年12月22日に閣議決定された低所得世帯等への給付金事業の予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専

決処分をしたので、報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、歳入・歳出予算にそれぞれ１億３，５０２万円を追加し、総額２００億２，８４２万４千円とするもので、財源につきましては、国庫支出金を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、報第９号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和５年度五條市一般会計補正予算（第１０号））につきましては、生活保護費の医療扶助費に係る予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、歳入・歳出予算にそれぞれ３，７００万円を追加し、総額２００億６，５４２万４千円とするもので、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第１号 五條市教育・保育のあり方検討委員会条例の制定につきましては、公立認定こども園の今後のあり方等について検討するための五條市教育・保育のあり方検討委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第２号 五條市立西吉野農業高等学校の生徒の家族向け定住促進住宅条例の全部改正につきましては、本市に移住、定住等する就労者等の生活の支援を行うことにより、産業を維持し、及び振興することを目的として、桜花住宅の入居者資格に係る規定等を整備するため、本条例の全部を改正するものであります。

次に、議第３号 五條市食肉処理加工施設設置条例の全部改正につきましては、五條市食肉処理加工施設に指定管理者制度を導入するため、本条例の全部を改正するものであります。

次に、議第４号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額を改定するとともに、五條市教育・保育のあり方検討委員会委員及び五條市学校運営協議会委員の報酬に係る規定を追加するため、

本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 5 号 五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、国における災害派遣対応の運用や職員の勤務実態等を勘案した改定及び新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等業務手当の特例の廃止を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 6 号 技能職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正により、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に係る規定が追加されたことに伴い、会計年度任用技能労務職員の給与の種類に勤勉手当を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 7 号 五條市子どもサポートセンター条例の一部改正につきましては、関係機関及び団体との連絡調整及び連携に係る規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 8 号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 9 号 五條市子ども医療費助成条例等の一部改正につきましては、福祉医療費助成の現物給付制度の対象年齢を 18 歳（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども）までに拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 10 号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、五條市国民健康保険税の税率を令和 6 年度の奈良県統一保険料（税）率に改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 11 号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法に基づく介護保険事業計画の見直し等に伴い、介護保険料率

（額）を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第１２号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正につきましては、国の定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第１３号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国の定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第１４号 五條市営住宅条例の一部改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、入居者資格に係る規定を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第１５号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の引上げを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第１６号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更につきましては、水道法の一部改正により、水道整備・管理行政に係る所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴う規定の整理を行うため、本規約の一部を変更するものであります。

次に、議第１７号 令和５年度五條市一般会計補正予算（第１１号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ１億５，１５８万７千円を追加し、総額２０２億１，７０１万１千円とする予算の補正、繰越明許費の補正であります。

主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の補正等を追加

するもので、財源につきましては、前年度繰越金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第 18 号 令和 5 年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ 6, 345 万 5 千円を追加し、総額 41 億 6, 785 万 5 千円とする予算の補正であります。

主な内容といたしましては、保険給付費の補正等を追加するもので、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第 19 号 令和 5 年度五條市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ 6, 160 万 7 千円を追加し、総額 42 億 1, 704 万 5 千円とする予算の補正であります。

主な内容といたしましては、介護保険システム改修費の補正等を追加するもので、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第 20 号 令和 5 年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ 1, 280 万円を追加し、総額 5 億 6, 980 万円とする予算の補正であります。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の補正を追加するもので、財源につきましては、後期高齢者医療保険料を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第 21 号 令和 6 年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額 187 億 6, 000 万円で、前年度比 9 億 1, 000 万円の増額となっております。

次に、議第 22 号 令和 6 年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額 40 億 340 万円で、前年度比 1 億 100 万円の減額となっております。

次に、議第２３号 令和６年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましましては、予算総額３８０万円で、前年度比５０万円の増額となっております。

次に、議第２４号 令和６年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましましては、予算総額４１億１，７８０万円で、前年度比５５０万円の減額となっております。

次に、議第２５号 令和６年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましましては、予算総額４，１００万円で、前年度比２００万円の増額となっております。

次に、議第２６号 令和６年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましましては、予算総額３２０万円で、前年度比１０万円の減額となっております。

次に、議第２７号 令和６年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましましては、予算総額５億９，８８０万円で、前年度比４，１８０万円の増額となっております。

次に、議第２８号 令和６年度五條市水道事業会計予算議定につきましましては、収益的収支では、水道事業収益１０億７，１３５万円に対し、水道事業費用１２億５，４２６万円を見込むものであり、資本的収支では、資本的収入６億４，８１３万円に対し、資本的支出１１億１９４万円であります。

なお、資本的収支不足額４億５，３８１万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、議第２９号 令和６年度五條市下水道事業会計予算議定につきましましては、収益的収支では、下水道事業収益７億７，２８２万５千円に対し、下水道事業費用７億６，９２９万円を見込むものであり、資本的収支では、資本的収入２億２，０９２万２千円に対し、資本的支出５億３，１７１万８千円であります。

なお、資本的収支不足額３億１，０７９万６千円は、当年度分損益勘

定留保資金等で補填する予定であります。

次に、同第１号から同第３号までの五條市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、五條市固定資産評価審査委員会委員の任期が、令和６年３月３１日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

以上が、この度提出いたしました諸議案の概要であります。